



フィクションとしての「未成年」：未成年者飲酒 禁止法制定過程に見る子ども/大人区分の複層性

著者	元森 絵里子
雑誌名	明治学院大学社会学・社会福祉学研究 = The Meiji Gakuin sociology and social welfare review
号	138
ページ	19-67
発行年	2012-03-16
その他のタイトル	“Minors” as Fiction : Multilayered Reality of Child / Adult Categories in a Case of Enacting Process of the “Act for Prohibiting Minors from Drinking”
URL	http://hdl.handle.net/10723/1131

フィクションとしての「未成年」

——未成年者飲酒禁止法制定過程に見る子ども／大人区分の複層性——

元 森 絵 里 子

1 本稿の目的——未成年者飲酒禁酒法という窓から 子ども／大人の意味論に迫る

(1) 「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」の実態

「お酒は二十歳になってから」「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」
——。

テレビを見ていると幾度となく目にするこれらの言葉。あたりまえといえ
ばあたりまえで、深い意味など考えず流し見ているが、私たちは同時に、この文
言がおそらく厳密には守られていないということに、薄々、いや実のところか
なりあからさまに気づいている。

この曖昧に運用されている「法律」がどういう名前のものか、たちどころに
言える人がどのくらいいるだろうか。飲酒が20歳になるまで認められていない
ことはいつの間にか知っていても、その根拠法がどんな法律かは意外と知られ
ていない。ここでいう「法律」とは、「未成年者飲酒禁止法」である。明治34
(1901)年に議会に提案されてから、実に22年間も難産を経て、ようやく大正
11(1922)年に制定されたといういわくつきの、次の4条からなる短い法律で
ある(制定時条文)。

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

フィクションとしての「未成年」

未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知りタルトキハ之ヲ制止スヘシ

営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

第二条 未成年者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

第三条 第一条第二項、第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ料料ニ処ス

第四条 営業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

営業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルルコトヲ得ス

明治三十三年法律第五十二号ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

この法律は、さらに、制定後、戦時期をはさんで四半世紀も改正論議が続けられるが実らず、昭和22（1947）年に民法改正に合わせて「未成年者」を「満二十年ニ至ラサル者」とし、「戸主、家族」を削除するといった改定が行われた程度で、長らく曖昧に存在し続けてきた。

近年ようやく動きがあり、平成11（1999）年に民法改正に沿って条文を変更。その後、飲酒の害を含む「健康」への社会的関心の高まりや、「少年非行の凶悪化」への問題意識を背景に、平成12（2000）年に違反者への50万円以下の罰

金規定が追加された。平成13（2001）年には、営業者の年齢確認措置義務が追加されるようになり、ビール酒造組合が中心となって、平成17（2005）年から「STOP！未成年者飲酒プロジェクト」を行うなど、再認識の機運が高まっているが、未だ違反が多く存在するであろうことは織り込み済みとされている⁽¹⁾。

もちろん、未成年は飲酒するのはよくないだろうという規範は、漠然と存在している。内閣府が未成年者に対して行った「青少年の酒類・たばこを取得・使用させない取組に関する意識調査」（平成21年、インターネット調査）では、未成年者の飲酒禁止は「当然だと思う」が51%、飲酒は「健康に良い面よりも、害の方が多い」という回答が6割と報告されている（内閣府 2008：20）。

では、なぜ未成年は飲酒してはいけないのだろうか。厚生省・財務省共管の社団法人アルコール健康医学協会が発行している『ハンドブックアルコールと健康』（2005）では、その理由を、アルコール依存に早く陥りやすくなる、多量飲酒の弊害の1つである脳の萎縮や肝臓障害が早く現れやすい、内分泌や性ホルモンの異常が起きやすい、それらの結果として発達が阻害されたり学習がおろそかになったりするなどと説明しているが、現時点で未成年者に飲酒させる実験ができない以上、アルコール依存者や飲酒運転による逮捕者の調査やラットによる実験からの類推にすぎない。近年の法改正の際の国会の審議では、「非行の原因になる」ことが主に掲げられたほか、「健康日本21」の動きに引きつけて「精神的、身体的な影響」にも言及されている（H12-150-衆-委[青少年問題に関する特別委員会]-2-5）⁽²⁾。

しかし、なぜその線引きが20歳なのか。誕生日を迎えたその日に突如として体が変わり、お酒が飲めるようになるわけではないことは皆知っている。ごく幼少の子どもと18、9歳を同列に扱うことが必ずしも自明でないこともわかっていよう。しかも、20歳という年齢が、問題とされる発達期とも、高校や大学の卒業という人生の節目とも微妙にずれていることが、また問題をややこしくしている。身体の変化とも、学校から実社会へというライフステージの移行とも

微妙にずれるその線を、まったく無根拠ではないものの、決定的な根拠もないフィクション——虚構であり擬制であるもの——として、一定程度の違反を織り込みながら運用しているのが、我々の社会の現状である。

そして、このような、年齢、身体、学校から職業世界への移行といった問題系と曖昧に交錯しつつ、そのどれにも還元されないような形で、社会の成員を「正規メンバー」と「それ以外」に分け、それが虚構・擬制であることを織り込み済みとしながら運用していくという発想自体は、飲酒の問題に限らず、「子ども」や「青年」、その対義としての「大人」なる社会的カテゴリーの周囲に日常的に観察される事態である。

本稿は、未成年者飲酒禁止法の立法過程とその後という、この相対的に年少で未熟な存在をめぐる曖昧な線引きと虚構性・擬制性を織り込んだ制度の運用がかなり公的かつ赤裸々に表れている事案を窓に、諸制度と意味論が織りなす「子ども」「大人」や「青年」といった社会的カテゴリーの虚構的かつ実体的とも呼べるようなありようとその成立を描き出すことを試みるものである。

(2) 教育・社会政策の意味論とその外部

このような試みを、背後にある問題意識とともに言い直すと、以下のようなものになる。

元森(2009a)では、20世紀転換期に、学校に通い、保護されると同時に、将来社会の担い手となるために準備する(社会化される)「子ども」「児童」という観念が、学校教育という制度領域で現れ、年齢的に幼く身体が発達途上であること、それらを保護し教育的配慮を施すべきであること、その教育の先に国家・社会の形成があることなど、現在も流通するような年少者に関する言説が定着していく様を描いた。それは、必ずしも現実の年少者を忠実に表していたわけではない。しかし、言説が言説として定着することで、理想から外れる個々の年少者がいても、教育がそれを理想に近づけていくはずだと期待するこ

とで、その存在を織り込み済みにできた。つまり、このようにして、言説への信憑だけは強く再生産され続けるという構図ができていったと言える。

しかし、教育やその周辺である社会政策領域の言葉だけ見ていくと、順調に広がったように思えるこの年少者に関する「子ども」「児童」という意味論は、当初はその流通範囲が限られたものではなかったか。もっと因習的な年少者像も存在したであろうし、軍隊や工場などの教育と並行して発達した近代セクターも、年少者を別様に意味づけようとしたであろう。そしてそれらとの調停の上で、保護や社会化といった意味論が、それが虚構・擬制であることを一定程度織り込み済みにしつつ、制度として実体化したと考えることができるのではないか。

元森(2011)では、工場法制定過程における資本の論理と教育・社会政策の論理の葛藤を見ることで、教育領域の言説のみ見ていると教育的論理の浸透と見える過程を、年少者をめぐる論理の調停がなされ、教育的論理の場からそうでない場に年齢で人を受け渡していく仕組みが確立していく様として描き直した。本稿は、年齢で人を処遇する仕組みの怪しさが、よりあからさまな事例を扱うことを目指している。

未成年者飲酒禁止法は、19世紀末から20世紀前半の禁酒運動の趨勢の中、提案されたものである。飲酒そのものが害であるという感覚が現れてきたことを背景に、推進派は、とりわけ年少者の飲酒を禁ずる必要性を、年少(年若)であることや、身体が未熟であること、修養の途上であることといった複数の意味論で語った。それに、飲酒にまつわる慣習や、教育や社会政策の外部にある労働世界や軍隊の感覚、産業資本や政府の利害といった観点から反対論が寄せられ、22年もの間、法案制定が実現しなかった経緯がある。そして、この法は、当時も今も、立法という公的な場ですら、年少者を特別に処遇することがフィクションや建前にすぎないという感覚を時折あからさまにしながら、にもかかわらず／だからこそ制度として定着している。

これから、年少者を年齢で区切って把握し、そこに教育的、社会政策的意味論を結びつけようとする感覚が、それ以外の意味論とぶつかり合い、一部調停され一部調停されないままに、それが虚構・擬制であることを織り込み済みとしながら、なんとなく制度として定着していく様を描き出したいのである。

2 煙草と酒

(1) 前史としての未成年者喫煙禁止法と先行研究

未成年者飲酒禁止法が国会に初めて提案される直前の明治33（1900）年、姉妹法とも言うべき「未成年者喫煙禁止法」が両院を通過している。

当初「幼者喫煙禁止法案」という名前で18歳以下を対象に提案された同法案は、衆議院では、取り締まりが難しい、年長少年の自由を束縛するのはよろしくないといった反対意見を押しつけ、適用年齢を未成年（20歳未満）に引き上げた上で可決される。その際の賛成派は、学生の風紀の乱れを正す、軍隊からニコチン中毒の害を廃するといった点を法の目的として掲げていた。

同法案は、貴族院ではさらなる反対に合い、委員会では否決されてしまう。ところが、本会議で久保田讓が「青年風紀を維持する」必要があり、「小学校の子供」「十や十二三の子供」が往來を煙草を吸いながら歩いているのは、国の風紀が乱れ国民が墮落している証であると力説し（M33-14-貴-本-28-640）、土壇場の大逆転ともいうべき形で通過している。

未成年者喫煙禁止法の制定の経緯を分析した林雅代（1995）は、そこに「青年」という階層横断的な社会的カテゴリーの誕生を読み解いている。すなわち、全般的に喫煙に寛容であった江戸期でも、実年齢にかかわらず半人前の者は喫煙してはならないという法を持っていた藩もあったという背景から、明治期に年少者の喫煙が問題になった当初は、もっぱら「学生」という半人前の存在の風紀問題として問題化されたというのである。それがいつしか、労働者や農民

を含む青年層全般の問題とされ、彼らを保護し配慮することが国のためであるという意味論へと変わっていったという。

たしかに、学生と労働者や農民を区別したり、修業中か就労しているかを基準にしたりする発想から、階層横断的に年齢で人々をくくる発想（「青年」）が出てきたことは、時期にずれがあるものの、他の論者も指摘している⁽³⁾。しかし、このときの議会でも、「殊に学校の生徒、制服を着て学校の制帽を冠て紙巻煙草を指に挟んで往来して居るのを見ると、煙草を喫むの有害無害よりは実に憎らしくして、あんな奴に十分な学問が出来るものかと云ふ感慨が起る」（井上角五郎、M33-14-衆-委-1-2）などと、結局、もっぱら問題とされていたのは学生である。貴族院での委員会否決から一転本会議可決という展開を見ると、時の勢いで通過してしまった感すらある。事実、その後の未成年者飲酒禁止法では議論は難航し、その中で、学生か未成年全体かという問題も含めて、未成年者喫煙禁止法制定時に問題になった点はほとんどすべて繰り返し議論されることになる。

つまり、未成年者飲酒禁止法の制定過程も含めて見たとき、「学生」から「青年」へという大まかな図式は、そう順調に進行したものではないことが見てくる。その過程を、対立する発想の調停されなさも含めて見ていくことこそが必要であろう。

（2）近代社会と酒

なお、言うまでもなく、未成年者飲酒禁止法提案の背景には、世界的な禁酒運動がある。岡本勝は、禁酒運動が必ずしも宗教的熱狂に支えられた「時代錯誤」なものだったわけではないと指摘している（岡本 1994；1996）。酒の流通量が増大し、飲酒の害が問題化することが増えたことや、工業化に伴って生産性の高い「素面」の労働力の必要性を資本家が認識したことなど、近代化に伴う酒の流通と意味論の変化が背景にある。

日本においても、柳田国男が、明治以降酒の市場流通量が増大し、ハレの場で回し飲みするものであった酒が、日常的に独酌によって大量に飲まれるようになったことを指摘している（柳田 1931；1939）。酒の流通量、消費量ともに増大する中、規律を身につけた「国民」や「労働力」が必要であるという関心と、道徳的・宗教的熱狂が重なりあった地点で、禁酒運動や節酒運動が行われたのである。

ただ、酒は、労働生産性に関係すると同時に、それ自体が消費財であるという点に特徴を持つ。そのため、商品交換経済が普及した中世以降、権力者は禁酒や節酒を求めると同時に、しばしば酒造に税を課してきた。明治政府も、最初期から酒税に相当する制度を整えていった。日清戦争で戦費がかさむ中、明治29（1896）年に酒造税法を公布して酒造税を1石7円に増税、明治32（1899）年には酒の自家醸造が全面禁止され、酒造税が国税収入の1位となる。日露戦争期に入って増税は続き、昭和10（1935）年まで税収1位、国税の30～40%を占めるに至っている。

柚木学は、酒税について次のように述べている。

（注：酒は）生活必需品としての側面も若干もちながら、むしろそれが嗜好品の段階に止まり、なおかつ代替品のない財であるということ、すなわち歴史的にみて種類が結局支出税＝消費財の課税対象として、いろいろの観点から総合して一番適しているものの一つであるということができる。（柚木 1996：192）

そこに、酒を造る側と消費する側、課税する側の「三つ巴の力関係」が生じるのである（柚木 1991：44）⁽⁴⁾。酒は、煙草ほど害が明白でないこともあり（「百薬の長」）、近代的工業生産に支えられ、資本と国家に利を生むと同時に、過剰な消費は生産そのものへの危機と見なされるという曖昧なものであった。

さらに、「神酒」の慣習や土着のハレの場に蕩尽するような飲酒感覚も残っており——柳田の議論に見たように、酒の生産・消費構造が変化している中、明治期に主張される「慣習」が実際に「伝統的」であったかは実は不明であるのだが——、「伝統的な飲酒の慣習」という意味論もリアリティがある。このような矛盾を含んだ意味論の結節点が、酒なのである。

この交錯の中で、禁酒、節酒を是とする側からの法案の提起は、まず未成年者をターゲットしたものと表れる。賛成論、反対論が年齢で対象を区切る発想に対してどう反応したのか。その中から、年少者をめぐる制度的な調停と、意味論上の調停のされなさを考えてみたい。以下では、時代順に、まず、未成年者飲酒禁止法の難航過程を前半（3）と後半（4）に分けて見ることで、意味論が衝突する様とその曖昧さを含みこんで制度が形作られる様を明らかにする。その後、大正11（1922）年の法制定以降に起きた改正の議論を確認することで（5）、現在につながる年少者をめぐる曖昧な線引きと制度運用を描きたい。

3 未成年者飲酒禁止法案の難航

(1) 推進論の枠組み

未成年者飲酒禁止法の審議経過を記したのが、表1である。

明治34（1901）年の初審議から大正11（1922）年の両院通過までの実に22年間、未成年者飲酒禁止法案を提出し続けたのは、根本正衆議院議員である。22年間も執念深く法案を出し続けた根本の様子は、大正2（1913）年の人物短評本で、「毎年の議会に同一の服装、同一の態度、同一の論旨を繰り返すので、名物の一に数へられてゐる」（サンデー社 1913：118）と評されているほどで、議事録でも、審議の中で「此案は俗に根本案と云ふても宜い位の案で」（富島暢夫、M39-22-衆-委-3-9）と揶揄されたり、登壇時に「拍手」が起き、反対者

フィクションとしての「未成年」

表1 「未成年者飲酒禁止法」審議経過

衆議院

議会	年	法案名	提案者	衆議院	衆議院委員会名
14	M33	幼者喫煙禁止法案	根本他四	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	幼者喫煙禁止法案審査特別委員会
15	M34	未成年者飲酒禁止法案	根本他六	I, 委(可), II, III(否)	未成年者飲酒禁止法案委員会
16	M35	幼者飲酒禁止法案	根本他四	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	幼者飲酒禁止法案委員会
21	M37	未成年者飲酒禁止法案	根本他一	I, 委(可), Iの続(否)	未成年者飲酒禁止法案委員会
22	M39	未成年者飲酒禁止法案	根本他二	I, 委(可), Iの続(否)	未成年者飲酒禁止法案明治二十九年法律第十三号中改正法律案及私設鉄道法中改正法律案委員会
23	M40	未成年者飲酒禁止法案	根本他三	I, 委(否), Iの続(否)	未成年者飲酒禁止法案委員会
24	M41	未成年者飲酒禁止法案	根本	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒禁止法案委員会
25	M42	未成年者飲酒禁止法案	根本	I, 委(可), Iの続, II, III(略), 可	未成年者飲酒禁止法案委員会
26	M43	未成年者飲酒禁止法案	根本	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒禁止法案委員会
27	M44	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
28	M45	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
30	T2	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
31	T3	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
35	T3	未成年者飲酒禁止法案	根本	I, 委(可), 未了	未成年者飲酒禁止法案委員会
37	T4	未成年者飲酒禁止法案	根本	I, 委(可), Iの続(否)	未成年者飲酒禁止法案委員会
40	T7	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
41	T8	未成年者飲酒取締法案	根本他三	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒取締法案委員会
42	T9	未成年者飲酒禁止法案	根本他四	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒禁止法案委員会
44	T10	未成年者飲酒禁止法案	根本他五	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒禁止法案委員会
45	T11	未成年者飲酒禁止法案	根本他四	I, 委(可), Iの続, II(略), III(略), 可	未成年者飲酒禁止法案委員会

(つづく)

フィクションとしての「未成年」

(表1のつづき)

貴族院

議会	年	法案名	貴族院	貴族院委員会名
14	M33	幼者喫煙禁止法案	I, 委 (否), I の統, II (略), III (略), 可	幼者喫煙禁止法案特別委員会
15	M34	未成年者飲酒禁止法案	—	—
16	M35	幼者飲酒禁止法案	I, 委 (可), I の統 (委員会再付託), 未了	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
21	M37	未成年者飲酒禁止法案	—	—
22	M39	未成年者飲酒禁止法案	—	—
23	M40	未成年者飲酒禁止法案	—	—
24	M41	未成年者飲酒禁止法案	I, 委 (未了)	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
25	M42	未成年者飲酒禁止法案	I, 委 (否), I の統 (否)	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
26	M43	未成年者飲酒禁止法案	I, 委 (否), I の統 (否)	未成年者飲酒取締二関スル法律案特別委員会
27	M44	未成年者飲酒取締二関スル法律案	I, 委 (否), I の統 (否)	未成年者飲酒取締二関スル法律案特別委員会
28	M45	未成年者飲酒取締二関スル法律案	I, 委 (否), I の統 (否)	未成年者飲酒取締二関スル法律案特別委員会
30	T2	未成年者飲酒取締二関スル法律案	I, 委 (可), I の統 (否)	未成年者飲酒取締二関スル法律案特別委員会
31	T3	未成年者飲酒取締二関スル法律案	I, 委 (可), I の統 (否)	未成年者飲酒取締二関スル法律案特別委員会
35	T3	未成年者飲酒禁止法案	—	—
37	T4	未成年者飲酒禁止法案	—	—
40	T7	未成年者飲酒取締二関スル法律案	I, 委 (否), I の統 (否)	未成年者飲酒取締二関スル法律案特別委員会
41	T8	未成年者飲酒取締法案	I, 委 (否), I の統 (否)	未成年者飲酒取締法案特別委員会
42	T9	未成年者飲酒禁止法案	I, 委 (未了)	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
44	T10	未成年者飲酒禁止法案	I, 未了	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
45	T11	未成年者飲酒禁止法案	I, 委 (可), I の統, II (略), III (略), 可	未成年者飲酒禁止法案特別委員会

※ I, II, IIIは読会(通常、第1読会のみ委員会にて審議され、第1読会の続き、第2読会、第3読会と進行する)。
 ()内は結果、「略」は読会省略、()がない場合は継続審議。最終的に本会議で可決されている場合は、末尾に「可」。
 審議途中で会期が終了している場合は「未了」。

出典：石附(1981:449)を大幅に加筆・修正の上、レイアウトを変更した。

が「敬意」を表してから議論に入ることが慣例化していったりする様子がうかがえる。しかし、もちろんここで問いたいのは彼の個人的な思想ではない。そことそこに寄せられる反対意見に表れる時代の論理である。

本会議や委員会の冒頭で根本が述べる提案理由は、「同一の論旨を繰り返す」と評されているように、言い回しは違っていても、概ね一貫している。そのごく一部を引用しながら確認しよう。

未成年者に対すること、云ふものは、国家の一大問題であります（中略）
未成年者の第一健康をして、誠に盛んならしめ、又此知育の発達に於て完全ならしめるところは、最も注意せんければならぬこと、思ひまするのです（M37-21-衆-本-6-91、傍点引用者、以下同じ）

ここではまず、未成年者の健康を保護し知育を発達させることが、法の主眼であると述べられている。ただ、それは必ずしもその個人のためではない。「国家の一大問題」であり、「此未成年者禁酒法案は最早今日の場合道德倫理など云ふところの区域を離れて、国家生存に関係するところの問題」（M37-21-衆-本-7-98）だとされる。教育の程度を高め、「人民の程度を高める」（M37-21-衆-本-7-114）ことが、国力を高めるとされる。加えて、「国家に於て最も大切なるは、国家の父母たる者であります、其父母とする者は何であるかと云えば、即ち小学校の幼者である」（M35-16-衆-本-12-208）というように、年少者は、将来の父母であり、国家の発展のための人材となり、人材を再生産していく立場となる者とも捉えられている。

そのため、年少者の身体は、「国家の身体」「日本帝国臣民としての身体」という発想が繰り返し語られる。

今日の青年の身体と云ふものは、決して自分の身体とは言へない、私のも

のでない、国家の身体である、日本帝国臣民としての身体である、殊に少年は国家が補助して居る（中略）昔ならば卒知らず、今日の少年の身体が、国家の身体と見て一向差し支ない、此国家が金を出して教育をさせて置く、それを自分勝手であると云って、放浪無頼になるに任せて置いたならば、教育費に向っては唯税を出すのみにして効なきところのものになってしまうだろうと思う（M39-22-衆-委-3-11）

「殊に少年は国家が補助して居る」とあるように、この理屈を正当化するのは、年少者、それも「少年」の教育を国家が補助しているということである。これは、喫煙・飲酒の禁止法が議論される直前の明治32（1899）年、まさに根本が尽力して「小学校教育費国庫補助法」が成立・公布されていることと関係する（根本 1924；加藤 1995）。その教育費を国家が支出している年少者の身体は、その先に国家を支える人材となるために、保護され社会化されねばならない。

なお、この法案が厳罰主義によるものではないことも強調される。「本案は学生を罰する訳でなく、未青年者を救ひ出さうと云う」（M34-15-衆-本-7-65）ものであり、「決して青年を罰する法にあらずして、青年を極く愛して、どうか立派にして国の基礎を立て、益々世界列強の間に立って後れを取らぬと云ふところの準備なる案で、至極青年に対しては親切なる案」（M40-23-衆-委-2-4）だということである。

年少者、とりわけ教育期にある者の身体を保護し、その先に人材の育成による国家の発展を見るという発想は、教育的論理、社会政策的論理と通ずるものである。しかし、様々な観点からの反発は根強いし、より詳細に見ていくと、推進派の議論もしばしばこの図式を逸脱していく。以下では、それらを具体的にみることで、教育的論理の共有のされ難さを確認しよう。

(2) 慣習と資本と

1) 慣習との衝突

まず、年少者に対する別の論理からの反発を確認しよう。

第一に、旧来の飲酒慣行との齟齬という問題が多く議員から提起されている。特に、冠婚葬祭の際の飲酒の習慣に触れ、酒を禁じては儀礼が成り立たないという意見は繰り返し出されている。これに対して、「吉凶礼式ノ場合ハ此限ニ在ラス」というという但書をつけることで解決しようとされるが、飲酒を禁じるべき悪事としておきながら、「親の死んだ日に悪事を働いて宜いと云ふことはどう云ふ理由でありますか」(鈴置倉次郎, M41-24-衆-本-7-101)という言葉がかりに近いような反論が寄せられたり、「皇祖皇宗の霊を祭らせ賜ふ所の神様に神酒をささげないものがあるでありませうか」(伊東知也, T4-37-衆-本-8-117)と国家神道まで持ち出されたりして、難航する。

また、これとも関係するが、酒を飲んで一人前という感覚も根強く、とりわけ10代後半以上の年長の少年に対する飲酒禁止への感情的反発も強い⁽⁵⁾。「酒豪=豪傑」という図式も一定のリアリティを持っていたようである。

これらの「伝統的」な飲酒観が、どこまで史実と合致しているかには、いくつもの留保が必要である。しかし、言葉の上では、飲酒を戒める発想への対抗言説として、「神酒」や「酒豪」は、「古来の慣習」として語られていった。明治40年代になると、根本が、電信や飛行機などの科学技術の発達で、酒を飲むのが「英雄豪傑」という時代ではないことを先回りして演説するようになるが(M45-28-衆-本-9-105)、いわば本音の部分で、酒を飲んでこそ一人前(の男)という発想は残り続ける。

2) 資本・酒・未成年

第二に、慣習とは全く別の観点から、酒が財源になるという反論が出される。

(引用者注——仮にうまく本法が実行されたとして) 実行の結果は歳入を減ずると云ふやうなる効果を持つ^{ママ}と云ふことを見る時には、更に国家財政の上からして論及せぬければならぬこと、考へたのであります(中略)日本の歳入の七分の一は減ずると云ふことを諸君は記憶しなければならぬのであるからして、私は国家のために斯の如く徒法に属するものを排斥して、而して十分の(「ヒヤ—」と呼ぶ者あり)財政の維持を諸君に希望する所以でありますからして、是は断然排斥せられんことを希望いたします(森本駿, M41-24-衆-本-9-140)

「ヒヤ— (hear hear)」とは賛同の野次である。先に述べたような酒造税の発達の下、酒の消費を制限する法が敬遠されたのである。

また、表1を見れば、法案成立には貴族院がネックとなっていたことがわかるが、この原因を、貴族院議員と酒造業界との結びつきに見ようとする先行研究もある⁽⁶⁾。このような指摘はもちろん推測の域を出ないが、工業化・資本主義化していく酒造の世界にとって、年少者も一定の消費者とみなされていることがわかる。

このように、未成年のうちの比較的年長の者を「一人前」とみなす「伝統的」感覚や、年少者を消費者・納税者という新しい時代の論理で位置づけようとする資本や国家の動きの中で、年少者を保護・社会化しようとする論理はなかなか受け入れられないのである。

(3) 「未成年」という集合表象か、学生／労働者の分断統治か

1) 「未成年者即ち学生」

次に、年少者の保護・社会化という教育的論理自体の揺れを確認したい。先に述べたように、「未成年」という年齢で区切る発想は、さほど自明ではなかったし、簡単に広まっていったわけではなかった。

教育費の問題に関連づけていることからわかるように、当初「幼者」「未成年」として想定されていたのは就学者であった。初回の提出時には、根本自身が、「我が国の父母たる者は未成年者即ち学生であります」（M34-15-衆-本-7-65）と述べている。さらになんと、直後に根本が「酒の害」の実例としてあげているのは、帝国大学学生が卒業式前夜に飲酒をして「不埒千万」なことをしたために退校になったという、未成年ですらない例である。「幼者」や「未成年者」という名を冠した法の立案であり、その表向きの論理は、一定年齢以下の年少者の保護と社会化、そしてそれによる国家の発展といったものを目指しているものの、実際には「学生」が想定されていたことは明らかである。

これに対して、学生ばかり強調するが、高等教育の学生で成人したものをどうするのかという疑問が佐藤清から寄せられているが、根本は、学生の過半数は20歳以下であり、文明国が未成年以下と定めているから同じにしたという、なんとも身も蓋もない答弁をしている（M34-15-衆-本-7-66）。年齢で一律に線を引くことは、これといった裏づけのない便宜的なものだと当初から暴露されていたのである。

立法過程では、江戸期以来、年齢ではなく修養中の身の飲酒を戒め、飲酒を「一人前」の証とする文化（さらには藩の規則）があったという説が何度か語られているが⁽⁷⁾、未成年か否かにかかわらず、修養途上の「学生」を一人前の労働者と区別したいという旧来型の感覚は、根本本人も含めて根強かったようである。

この「学生」という事実上の想定と、「未成年」「青年」などと年少者を年齢でくくる諸外国の法規でも採用されている感覚とが、論理的に整合されないまま曖昧に重ねられて議論が始まったのである。小学校に限れば4年間の義務制が強化された時期であり（明治33年第3次小学校令）、10歳以下の年少者は一律に「児童」と考えることも可能だが、それ以上の就学機会が与えられたのは限られた層である。年齢で区切る発想と、学生と労働者という社会的役割——さ

らには、学校と労働世界という制度領域——で区切る発想とが、曖昧に混同されるという現在につながる状況は、最初から存在するのである。

2) 年少者保護の意味論

もちろん、学生か否か、修養途上か否かではなく、より積極的に「年少者」をまとめる必然性を語る論理も用いられるようになってくる。

真っ先に登場してきたのは、身体の発達への影響という観点である。明治35(1902)年には、根本は、「アルコールの害」についての説明文と各国の法令を提案書に添付し、委員会では、委員長の永井嘉六郎が、なぜ未成年に禁止すべきかを、「身体に非常なる害を来し、又血液の運行を妨げ、脳の感覚を害します」(M35-16-衆-委-3-9)と説明し、この時期の発育を保護することで、国家の力ともなると述べている。アルコールが一般的に身体に有害だとした上で、発育期にある年少者はとりわけ保護が必要だという論が用いられる。

やがて子どものうちから飲酒をすると、体が弱くなって徴兵検査に漏れる例が外国にあるといった説明もなされるようになり(M37-21-衆-委-1-1)、明治39(1906)年になると、「未成年者は未だ精神も十分発達せず又身体も発達せぬから『アルコール』に中毒するならば、身体を弱くし、或は肺病其他の病気に陥ると云ふことは、医学者の云ふところである」(M39-22-衆-委-2-3)として医学者片山国嘉の説が参照されなど、年少者の身体に対するアルコールの悪影響の「医学的根拠」が提示されるようになる。

また、明治40年代になると、他の議員からは、年少時からの習慣づけの重要性があげられ出す。

元来未丁年の時に受けるところの習慣は生涯抜けないものであるのです、丁年以上に於て飲みました酒は、或は節することも或は止めることも出来ますが、大抵未丁年の時から得ました習慣は、終身抜けないものであるの

です（江原素六，M41-24-衆-本-9-140）

酒の害悪に感染しないやうにするには、今の少年の時に……^マ未成年の時に、
之に染まないやうにして、最早大人となれば余ほど時期が後れて居ります
（大澤謙二，M43-26-貴-本-12-223）

幼いころの習慣づけが後年まで影響するという発想自体は、荻生徂徠『童子訓』などに見られる感覚で、教育によって子どもの内面に影響を与えようとする近代的な子ども観とは異なるところもあるが、それが学生か否かを越えた「未成年」を対象とする根拠とされたのである。

こうして、発達する身体と習慣形成といった点に年少者固有の特徴が見出され、社会的役割とは別の水準で、年少者をくくる発想を裏づけるようになってくる。明治42（1909）年の提案理由では、根本が、「未成年」が学校の生徒以外の層を含んでいることを、より積極的に語っている。

吾々の子弟は是までのやうに眠っておらぬで、起きて勉強して、総ての知識を得、其知識で海外貿易を盛んにしなければならぬ位置に居るのであります、故に今日はどうしても学校の生徒のみならず或は職工或は商賈人の丁稚小僧に至るまで、即ち此不生産的の酒であるとか云ふものを除いて、勉強して能く精神を明らかにしなければならぬ位置に至ったわけであります、故に諸君どうか此法案をして国家未来のために未成年者の禁酒と云ふ意味ばかりでなく、未成年者の保護法案であることを御諒察下さってご賛成を願ひます（M42-25-衆-本-8-126~127）

身体の発育を保全され、知識の習得に励まねばならないのは、「学生」のみならず、「未成年者」一般となったのである。

ただ、年少者の身体の保護を強調する中で、根本自身が「学生」を強調してしまう瞬間もある。

此未成年者の身体と云ふものは、青年の人に比すれば未だ本当の組織を成立して居りませぬ故に、酒の害と云ふものは一層甚だしいことであります、是がために重もに此學生、或は其他の成年者が方針を誤ると云ふことは実に数多いことであります（M40-23-衆-本-10-129）

かなりの頻度で、高等教育の学生が飲酒をしたために命を落とした例などが提案理由に添えられているし、小学校教育費国庫負担の話と絡めた演説もほぼ一貫して続いている。

半人前の存在である「学生」を主たる対象にすべきか、「未成年」一般の保護かは、後者の正統性を強調するために身体や習慣形成といった論理が強調されて定着していくが、そのような論においてすら、どこかの時点では曖昧さを残したまま議論されていた。

3) 根強い学生と労働者の分断

結局、明治末期から大正にかけても、賛成論・反対論を問わず、学生とそれ以外の層、主に労働者を区別してとらえる発想は非常に根強く残っている。むしろ、そのような発想の一部は、時代状況に合わせて意味づけなおされたといふべきかもしれない。

飲酒を「学生の風俗壊乱，社会の秩序紊乱」（蔵原惟郭，M42-25-衆-本-10-174）といった学生の風紀問題に位置づける発想は、広く共有されている。対して、労働者層については、禁酒の対象とすることはむしろ反対される。そして、学生の禁酒がある程度受け入れられる中、労働者をそれとは別基準とすべきだといふ発想は、明に暗に主張されるようになる。

消極的な反対論としては、「最も患ふべきは全国幾万の学生が飲酒のために其目的たる学業を為す能はざるにあり（中略）徒弟者の如き者には尚更さう云ふことを言はないで、禁酒の念を深く其心に留めるやうにするが宜い」（服部綾雄，M42-25-衆-本-173）と、学生の禁酒が主眼で、労働者は法で定める必要はないといったものがあげられる。

より積極的な反論として、農民層や職工層までも飲酒を禁止することは、国民養成や生産力の点からは逆効果であるという意見も繰り返される。

（注：農村の青年にとって）平生の苦痛を癒し、来るべきところの勇気を鼓舞すると云ふことは、我邦に於て古来からして行はれて居るところの善良なる習慣であります、之を禁止するのが国民の元気を養成するの道であるか（斎藤隆夫，T2-30-衆-本-6-51）

青年の漁夫、農夫又は職工と云ふやうな働き盛りの者には唯一の是が慰藉品であると思ひますからして（中略）学校に這入って不生産的に未だ学問をして居ります者は学校の方で取締って貰って、漸くにして小学校を終わって、それから親の手助けなり、或は親が居りませぬ者ならば自分が働いて糊口の途を立て、居りますやうな働く人間に向ひましては、是非これは許して欲しいのであります（木場貞長，T2-30-貴-本-7-104）

さらに、次のような、飲酒禁止を強要すると危険思想の原因になるという意見も、貴族院を中心に何度か出されている。

十八九歳になりますと、一人前の労働者は仕事を致して居る、其労働者の労に酬ゆる為には一杯の酒ぐらゐは振舞ひませぬと云ふと、自分の金で自分が飲むのでありますから、勝手に飲ませることにして置ませぬと

云ふと、他に鬱悶の情を遣ることが出来なくなるのであります、故に段々其鬱悶の情に堪へなくなりますと云ふと、不平の心を起しまして、それから大逆無道の考へなどを誘はせると云ふやうな傾向がありまするから、斯う云ふ際には余り喧ましく言はずして、十八九くらゐの未丁年でありまして、少し位の酒を飲ませることは大目に見る方が宜からう（三宅秀、M44-27-貴-本-10-126）

中には、法案の目的は、学校の生徒や中等以上の家庭の子弟ではなく、むしろ職工だ（立川雲平、M42-25-衆-本-10-172）と、工場で酒を飲む習慣を作らないようにすることが、良質な労働者を作る鍵だという意見もあったが、賛同を得られない。

将来国家の中枢を担うと考えられる学生——しかも、おそらく高等教育を念頭に置いている——に比べて、統治の対象であり生産の手段でしかないと見ることもできる農民層や工場労働者層は、飲酒禁止、すなわち、保護と社会化の対象外とみなす発想は、根強く残ったのである。年少者を年齢で区切って、保護と社会化の対象とする発想は、学校教育の外に目を向けた場合、そう簡単に定着してはいないのである。

（４） 法と道徳教育の境界、罰と愛

1) 法の領分・道徳の領分

年齢の問題に並行して、最初期から議論される論点に、飲酒禁止は法で定めるべき問題かという点がある。

たとえば、最初の議会から、望月長夫（弁護士）が、道徳上の罪悪を減少しようという精神は同意するとしても、法律で制裁を加えることには反対するとし、「法律と道徳との範囲の異なることは、今更学者めいて講釈をせずとも、極り切ったことである」（M34-15-衆-本-10-119）と批判している。未成年に限

らず酒を飲まない方がよいことは認めるが、「有らゆる衛生問題，教育問題，修身問題，徳義問題，社交問題を取って総て法律を以て之を規定しやう」とするのは「滑稽的法律案」だ（鈴置倉次郎，M37-21-衆-本-7-114）というような意見も繰り返される。年少者の保護や社会化の必要を認めるとしても，それは法の領分の問題ではないという主張がなされたのである。

では、「道徳」は，どこで身につけさせるべきかといえば，家庭や学校である。高柳覺太郎は，道徳と法律の混同に対する反対の根拠として，世界に直接的に害を及ぼすものを刑罰の対象とすべきという点をあげ，禁酒については「自己の克己心」「自覚心」「自衛心」に訴えて自覚させるほかはないとしているが（M42-25-衆-本-10-171），それを身につけさせるのはしつけや教育の役割とされるのである。禁酒という発想がキリスト教圏のものであることから，宗教が引き合いに出されることもあるが，それ以上に，飲酒の現場となりやすい家庭内の問題，ないしは学生の風紀が問題となっている学校の問題と見なされる。

幼者保護のためには，或は子供が便所に往く取締に關係する法律も作らねばなるまい，或は衣服を著せる方法に付いての法律も作らなければなるまいというのが如くに，些細なるものも出て来るからして，是は家庭に訴へ，若くは学校の教員の力ある教育家にして貰つたら，差支ない（花井卓蔵，M35-16-衆-本-12-212）

教育上，工業上，軍事上に於て大なる必要のあると云ふことは私も大いに同感を表すところでございます（中略）全体私は法律を以て諸種の事柄を彼も是もと云って牽制をすると云ふこと，即ち人の自由を束縛して不愉快を来さしむると云ふことが，全体私は嫌の一人でございます，就中此問題の如きは法律を以て取締るべきもの，制裁すべきものではない，此事たる教育とかもしくは宗教を以て制裁すべきものであつて，決して法律を

以て之を制裁すべき性質のものでない（三井忠蔵，M39-22-衆-本-9-129）

第21議会（明治37年）から，飲酒をした未成年者本人への罰金規定が案に加えられたこともあり，厳罰主義がかえって年少者のためにならないという批判が出されるようになる。花井卓蔵は，刑法（この時点では旧刑法）では16歳未満の不可罰，16～20歳の減刑を定めていることに触れ，「酒を飲んだと云ふことで，犯罪人として裁判所に捕へられ，さうして又前科者と謠われ，学校は前科者を入れると云ふことは出来ぬと云ふので，之を拒絶する」（M37-21-衆-本-7-113）ことを恐れるとしているし，「根本君は非常に幼者を保護するの熱心なるの余り却て幼者に厳酷」（高柳覚太郎，M42-25-衆-本-10-171）という意見もある。より後の時代には，児童中心主義の思潮とも絡めながら，法律という「脅迫的手段」ではなく，子ども自身が酒の害を知るように教育していくことの必要性を唱える議論もある（林博太郎，T3-31-貴-本-15-277）。

罰金規定そのものについては，第25議会（明治42年）で法案から削除されているが，立法の問題か否かという論点は残り続ける。根本自身は，先述のように，年少者のためを思うからこそその保護立法であると繰り返しているが，法システムの範囲と目的という別の次元の問題を含みこむため，議論は並行線をたどっている。

印象的なシーンがある。毎年同じような反対論が繰り返される中，業を煮やした賛成派の1人が言い放つ。

少年者に酒を飲ますのは国是である，国家のために利益であると云ふならば男らしく仰しゃい（中略）法律の目的は何であるか，道徳の目的は何であるか，帰する処は国民を向上しむるところの点は同一ではございませぬか（立川雲平，M42-25-衆-本-10-172）

しかし、この立法の是非をめぐる議論で興味深いのは、法制定に反対する論者が、必ずしも年少者に酒の害があること自体に反対しているわけではないということである。少なくとも一部の議員は、そのことに賛同しつつ、年少者に道徳心や習慣を教え込むのは家庭や教育の仕事だと見なしており、年少者への配慮を特権的に担う制度領域を意識するからこそ、法はそれを担う必要はないというのである。それに対して、家庭も教育も年少者を包摂しきれていない時代、賛成派にとっては、それでは不徹底で、国家の利に反し、愛もないように見える。法という社会の規範に規定的な裏づけを与える制度による担保こそが、最重要課題と考えられている⁽⁸⁾。年少者を特別に処遇するための制度連関をどうしていくかが、争われていると言える。

2) 取り締まりの困難

なお、法で定める問題か否かという点に関連してもう1つ問題となったのは、法の性質上、完全な取り締まりが難しいのではないかということである。

往來でなされることも多い喫煙に対し、食事時になされる飲酒はよりいっそう店内、家庭内に閉じた行為であるから、取り締まりが難しいのではないかという懸念が、法案が最初に出された第15議会（明治34年）から繰り返し出されている。翌第16議会で、未成年者喫煙禁止法の成果として、明治33年に1万2500余人、34年に1万4451人が制裁を受けている旨が報告され、飲酒禁止法も通過すれば取り締まりは行われると述べられているが（永井嘉六郎，M35-16-衆-本-15-287）、見逃しが多すぎると法の権威や立法の権威も損ねるという反論が根強く残ることとなった。

第26議会（明治43年）では、未成年者の飲酒禁止という違法行為の同定を含む条文そのものの是非が議論されている。これは、一方で、先に述べたように飲酒を違法行為と定義してしまうことが刑法論上問題となったということであるが、他方で、未成年者の飲酒行為そのものを禁じてしまうと、取り締まりが

難しいという論点も含んでいた。結果として、未成年者の飲酒そのものではなく、酒類の営業・販売を取り締まる規定にすることが議論され、法案名が「未成年者飲酒取締りに関する法律案」に変更されることになる。

翌第27議会（明治44年）の貴族院の委員会報告（徳川達孝，M44-27-貴-本-10-124）が、法律にする問題なのかという点に加えて、実行可能性が賛否の分かれ目だったと整理しているが、それによれば、否定派が、法律とすべき問題ではないという点に加えて、取り締まりが徹底しないと法律を軽んじてしまい、国家のために良くないという点をあげているのに対し、賛成派は、家庭内での私的飲酒を問題としない点で取り締まりの実行可能性も高まったと賛成しているという。取り締まりが容易な形にすることで、賛成派が増えたことがうかがえる。

ただ、飲酒禁止の条文廃止に関しては、「未成年者に酒を飲ませないと云ふ精神は何処へやら行って仕舞たと云ふやうに私ども考へるのであります」（三宅秀，M44-27-貴-本-10-124）というように、保護と社会化という法の精神が骨抜きにされたという批判もあり、前述の法で定めるべき問題かという点とあわせて、引き続き問題化されることになる。

4 大正後半からの論調の転換と法案の成立

(1) 「未成年」という集合表象の定着

1) 労働政策としての禁酒

以上のように、未成年者飲酒禁酒法と、年少者の保護と社会化という精神は、年少者を別様に意味づける「伝統的」意味論や資本や国家の論理から反対され、年少者を階層横断的に定義するのか学生と労働者で分けるのかをめぐって揺らぎ、法という裏づけが必要かという反論に合う。しかし、大正時代に入り、少しずつ変化が訪れる。

まず大きいのは、階層横断的に年少者をまとめて法の網にかけるという発想が受け入れられるようになってくるということである。

第一に、学生と労働者を分ける発想がなくなったわけではないのだが、労働者に禁酒させることに積極的な意味が見出されていく。早くから禁酒の習慣づけの必要性を説いていた江原素六は、労働者もそう習慣づけることで、「社会の能率」が上がると述べる。

兎にも角にも此多数の労働社会が此飲酒と云ふ趣味を変へて、健康を勿論進めてさうして是等の人の能率と云ふものを高くすると云ふことは、彼等の為にも幸福でありますし、諸君の如く多数の職工を終始御使ひ遊ばす所の家庭の御方に於きましても、職人其他労働者社会の能率を進歩することはやはり決して我々の損ではなからうと思ひます（T8-41-貴-本-21-403）

根本も、「酒を禁じますならば、非常なる貯金が出来るのであります」（T10-44-衆-本-25-607）と、労働者階級が禁酒することの積極的効能を語り出す。

第二に、社会主義思想への懸念が広まり始めたこの時期、労働者の「思想問題」対策として禁酒が効果があるという論理も用いられるようになってくる。

近来殊に此思想問題と云ふことが起りましたけれども、思想問題を解決するのには、何よりも此未成年者に酒を禁ずると云ふのが、宜しい（中略）労働者の中で酒を飲む所の者が一番危険思想を抱く（ノウ〜と笑声起る）其故に酒を禁ずると云ふことを申したのであります（根本、T10-44-衆-本-25-607）

根本は、演説の骨子は毎年一定しているものの、それ以外は、反対論を抑えるために次から次へと新しい理屈を付け加えている節があり、「ノウ〜（no no）」

と笑われていることから、無理のある議論だったのかもしれない。しかし、これが説得の理屈となりうるという感覚が現れてきたとは指摘できよう。

思想問題までいかずとも、労働者の風紀の問題に禁酒が有効であるという議論もあった。

未丁年者が酒を飲む、而して後に必ず娼妓に関係します、それが為に、青年に酒を飲む者の多い、村落には、非常に昨今貧困に陥り、黴毒が殖えると云ふことはひどいものであります、是等のことは余程青年の為に、生涯の不幸を蒙るのでありますから、出来得る限る未成年者には、酒を飲むと云ふことは青年の、人間の生涯の幸福を維持する為に止めて置く必要があると思ひます（江原素六、T11-45-貴-委-2-3）

さらには、第三に、当初から出ていたことであるが、戦争が続く中、兵力の質という観点から、とりわけ主戦力となる労働者層の学力と体力の向上のために禁酒すべしという発想が出てくる。根本も、第44議会（大正10年）では、小学校教育国庫補助に加え、「国民皆兵の主義に依れば、どうしても吾々国民の子弟の教育と云ふものは、国家が関係しなければならぬ」（T10-44-衆-委-1-1）と述べている。

工業生産と軍事という観点から、若年労働者の身体が保護すべきものと見なされ始めるのである。もちろん、労働者階級が酒が飲めないのはかわいそうといった意見も出され続けているが、いずれにせよ、中等教育、高等教育を必ずしも受けていない都市や農村の労働者も、禁酒のターゲットとして積極的に意味づけられるようになった。

2) 年齢による線引きという発想の前景化

これに加えて、「20歳」以上に、「25歳」という区切りが、リアリティを持つ

たものとして浮上してくる。

まず、医学や生理学から、身体の発達の終了が25歳ごろであるという知見が出てきたことが大きい。早い時期には、大正3（1914）年に、斎藤隆夫が、「人間と云ふものは二十五歳まで発達すると云ふ原則」を紹介しているが（T9-31-衆-委-2-5）、大正後半になると、それが繰り返されるようになる。

片山君の意見では二十歳以下ではまだたりない二十五歳までにして貰ひたい（中略）人間の發育と云ふものは二十四五まで^マある、二十四五まで酒を飲ませないで、十分に体力を發育せしめると、非常に国民が強くなるのであるから、二十五歳以下のものに禁酒させるやうにしたい（根本、T8-41-衆-委-2-4）

根本は、そう述べた上で、「未成年者」とした法案ですら通過しないのだから、とりあえずは未成年者の飲酒禁止法案を通過させたいとしている。

この25歳という年齢は各制度と照らし合わせても非常におさまりがよい点も、区切りとしてのリアリティを補強する。

所謂国で二十五歳迄は青年會員として扱って居る、私の理想としては、二十五歳迄実はやりたいと思ふ（中略）私の考としては二十五歳迄の者は、実は実社会の実践者でない、多く家族であつて、扶養して貰ふ立場に居る、さう云ふ者には矢張禁酒法案を出して飲用をささぬと云ふことにしたいと思ふのであります（森本是一郎、T9-42-衆-委-2-5）

明治末期から大正期にかけて、青年団運動などが興隆してくる中、義務教育終了後も年少者を就学者に準ずる者とみなす発想が出てきているのである。

こうして、理想をとって「25歳以下」か、現実路線で「未成年」かはともか

く、成人未満の存在を、年齢で区切ってくくらねばならないという発想が前面に出てくるようになるのである。

3) 線引き問題の発生

このように、学生と労働者を分断せず、年齢で区切って法の網をかけるという発想が共有されてくると、また別の問題が生じてくる。25歳という説に一定のリアリティがある一方で、民法は20歳を成人の基準とし、刑法は14歳以下の責任能力を認めていないなど、制度間で、未熟な年少者と成熟した成人との線が異なっている。そこから、どこかの年齢で線を引いて区切るにしても、どこで線を引くのかという問題が生じてくるのである。

先に見た齋藤は、25歳説から見た場合の20歳という線の不可思議さを滔々と述べている。

民法上の未成年者と云ふのは生理上の標準を置かずして、唯民法上の能力と云ふ頭の知識の理解に標準を置いて居るのだから、人間の生理上の発達と云ふことは全く標準が違うやうである、ところが飲酒の害毒と云ふことは人間の生理上の発育に關係して居ることでもありますから、若し生理上の発達を害すると云ふやうなことに根拠を置かれるならば、民法上の未成年者を廃して、生理上の未成年者は二十五歳と云ふことに根拠を置かれるか、若しさうでないならばさらに程度を低くして十四歳とか十五歳とか、刑法上の能力は満十四歳となつて居りますから、十四歳位のところに程度を置かれるか、或は教育と云ふことに標準を置かれるならば、日本の国民教育は満十二歳であるのでありますから、それに標準を置かれるか、何か拠所がなければならぬのですが、之を生理上余り關係ないところの二十歳と云ふことに標準を取られたと云ふことは、私は年齢の標準を誤つておられるものではないかと思ひます（T9-31-衆-委-2-5-6）

斎藤はさらに進んで、各法や制度領域の統一基準を定めるべきとまで述べているが、どこに線を引くかという問題は、すでに各制度や法ごとに様々に引かれた線同士の整合性を問題にする思考を帰結するのである。そして、斎藤に対して根本は25歳と14.5歳の中をとって20歳にしたという、明らかにこじつけのような答弁をしているが、これはまたも、20歳という法案の線が恣意的に引かれたものであることを示してしまっている。

法案成立間近の第44議会（大正10年）では、奥村安太郎が、「最近の学説に依りますれば、身体の發育の停止は、十八歳を以て身体の發育を停止し、並に能力の發育も是の一年前——精神並に腦力の發育は、是より尚ほ一年前に停止さるゝと云ふことは、而も九州大学の榊博士の説明に依って明かになりました」（T10-44-衆-委-1-2）と、發達の完了時期に関する25歳説とは別の説を持ち出してくる。

人間は身体の發育は十八歳で停止し、精神の發育も十七歳位で停止して居る、日本人は大昔から此日本人の腦力と云ふものを、二千何百年掛って知って居ったので、十八歳位になれば、元服させる、女は十五歳になんば——八百屋お七が死刑に処せられたと云ふ位で、日本人は能く日本人の腦力を知って居った、所が仏蘭西人「ボアソナード」が日本に来て以来、日本人の腦力を滅茶々々にしてしまった、それで今では日本人の腦力は二十歳でないと完全しないと思つて居る（同-1-3-4）

ここでの男18歳、女15歳という論は、なんら歴史的考証を伴っていない印象論と言えるが、「慣習的」な——しかも、後の目からそう見えているだけの——行為があたかも發達という実体的根拠を伴った線であったかのように後づけされている。

このような議論を通して、年少者とそれ以上を分かち制度的な線は、一方で

どこか恣意的であることを暴露しながら、他方でどこかで発達という実体的根拠——自然科学でも説が複数ある以上、それ自体括弧つきのものであるが——をもって再設定されるべきものとして流通し出すのである。しかし、実際には、根本が言うようにひとまず20歳という線で法案を通すという方向で決着がつけられ、科学的裏づけが最も曖昧な民法上の「未成年」概念に線が定められていくことになる。

(2) 道徳を定める法

1) 法の道徳効果

年齢による線引き問題が落ち着いてくるのに並行して、法と道徳という問題系にも変化が訪れる。

まず、比較的早い時期に、法をつくることが国際社会へのアピールになるという論が現れる。

世界各国に対して日本国民が、又日本の法律が如何に青年の擁護に如何に青年のために斯くの如き所の法律を持ってまでも重きを措いて、青年の将来を維持せんとし、将来を慮る誠意が明かなりと云ふことを、世界に宣言するためには此法律が最も必要であると云ふことを信じます（蔵原惟郭、M42-25-衆-本-10-174）

また、より積極的に法として定めること自体の道徳的効果を唱える議員が出てくる。貴族院の大澤謙二は、外国にも同じ法律があるのだから法律とすべき性質ではないとは言えまいとした上で、15歳以上で教育を受けた者ならば、法律違反の行為だと知れば必ず反省するから、法律が制定されたら、法律上というよりも、道徳上・徳義上の効果が期待できると述べている（M44-27-貴-本-128-129）。また、江原素六は、「教育家、宗教家の出来ないことは法律を以て

之を制すると云ふことは、是は文明の世の中に適なことであらうと思ひます」(T3-31-貴-委-2-11)と述べている。

そして、法と道徳の混同を戒める議員が減っていくにつれ、新しい法律観が述べられるようになる。

未成年者の取締法と云ふものは、實際上に於て取締が多少困難なことがあっても、斯の如き法律は時代の道徳を明らかにするものであつて、錯綜した色々なる教育上の方針などを統一するに、非常な効力がある(中略)要するに此法案は時代道徳を明らかにする一つの標識にさへなれば宜い(高見之通, T8-41-衆-委-2-5)

法はむしろ、道徳に制度的裏づけを与え、実態に先行する規範を国内外にアピールするものと捉えられるようになったのである。

2) 資本の論理の封じ込め

そうなったとき、酒造税徴取の対象として、消費者としての年少者という発想も、慎むべきものとされるようになっていく。「政府は税さへ沢山取れば、酒は沢山拵へて、さうして国民に勝手次第に飲ませる、十分飲ませる、多々益々弁ずると云ふやうなご精神を以て、総理大臣はじめ内務大臣あたりの所で、さう云ふ御考がござりまするか」(三宅秀, T7-40-貴-本-8-126)という糾弾に対し、国務大臣(後藤新平)は、酒税がとればよいなどは考えておらず、必要があれば未成年者の飲酒禁止を決断、断行すると答弁している。

このときは、営業側の禁止規定をどうするのか、未成年者喫煙禁止法との整合性をどこまでつけるのかに問題が収斂され、案の趣旨を徹底するためにも、関係省庁で協議の上、政府案として提出すべしという意味で法案は貴族院で否決されているが、年少者を消費者とのみ見て酒を売りつける行為は問題だとい

う感覚がゆるく共有されてきた上で、営業者が納得して禁止を受け入れるために、「政府」という上位の機関の立案という正統性が法律に求められるのである。

年少者を消費者とみなす資本の論理を戒め、将来や明日の生産活動に備えるという勤労道徳を浸透させるために、正統な法が要請されていく。

(3) 最後の抗い

実体的根拠とはずれてもとにかく年少者とそれ以上を区別する線を引き、そのことを国家の法で裏づけするという発想が広まっていく中、取り締まり困難だといった反対論は根強く残っていた。しかし、何らかの根回しがあったのか、時の運ともいうべき流れか、大正11（1922）年、第45帝国議会で、未成年者飲酒禁止法は、冒頭に引用した条文で可決される。

もちろん、線引きの根拠もそれを法で定めるという作法も、完全に受け入れられたわけではない。「独り未成年者のみに禁酒を命ずると云ふことは、私は余り残酷ではなからうかと思ふのであります」（奥村安太郎、T10-44衆-本-25-608）といった意見も最後まで出ているし、それに対する根本の答弁も、「可哀想であるから飲ませないので、立派にして大学を卒業して、貴方に親孝行をする所の子供を拵へるのであります」（同-25-608）と最後まで学生と未成年とを混同したままである。「私は自分の営業即ち自分の職業が酒造でございますから（笑声）」と自己反省的に述べる吉良元夫は、「俄かに国法を以て文明国の御仲間入りをするやうな流行かぶれを致しませずとも、私は良き方法がありはしないか（原文ママ）」（T11-45-貴-本-14-272-273）、と法を道徳の根拠と近代化の国際アピールに使うことへの違和感を表明している。

法案成立の舞台となった第45議会では、最後の最後と思ったのか、あまりに身も蓋もない「本音」が述べられている。

酒を飲んで何が悪い、抑々酒の徳たるや一合にして元気漸く至り、二合にして春風駘蕩たり、飲んで一升到れば羽化登仙の思ひあり、斯くの如き効能顯著なる此酒を何故未成年者に飲ませない（中略）酒を飲めば元氣益々盛んで、酒を飲んでへなへして居る奴は、一朝事有った時に何の役に立つか、それから又歳入と云ふ方からも考へなければならぬ、根本君も歳入歳出など能くご承知の人である、先づ酒造税は一億八千八百三万余円ある、之が未成年者が酒を飲まなくなったならば、三千万円の歳入減を来す、吾々は宜しく酒税法を改正して、もう少し余計に日本は酒を飲むやうにしたいと思って居る（中略）即ち私の議論は未成年者に酒を飲ませぬと云ふことは、物質的に於ても精神的に於ても大損害なりと思います（中野寅吉、T11-45-衆-本-21-478）

法という建前（擬制）のレベルで未成年者の飲酒の禁止が成立する裏で、このような「本音」が議会という場であからさまにしてい程度のもので渦巻いていたのである。

こうして、人を年齢で切り、家庭と学校を中心とする世界で保護・社会化し、将来の生産活動に備えさせるという論理が、それが及ばぬ世界には法という裏づけで規範を強制するという仕組みを伴って、なんとか制度化される。しかし、年齢でくくる論理自体もしばしば揺らぎ、その線が諸制度とも整合的でなく、恣意的であることもしばしば露わにされる。さらに、飲酒してこそ一人前という「伝統的」な発想や、年少者を消費者と納税者と見る資本と国家の論理は、建前としての法の言葉の裏の本音として残り続けている。私たちの年少者へのまなざしを規定する法は、あくまでも虚構であり擬制であるということがあからさまな形で、成立したのである。

5 未成年者飲酒禁止法改正問題へ

(1) 改正論の提出とその難航

話はここで終わらない。

根本正の落選引退後、大正15（1926）年に、「未成年者」を「二十五歳未満の者」に改める法改正案が、次のような「理由書」を添えて発議される。

大正十一年法律第二十号未成年者飲酒禁止法は民法上の青年期を限度として適用せらるるも心身の完成は二十五歳以後に在りて飲酒の悪習に陥り易きは寧ろ二十歳以後二十五歳以前に在れば真に法律の目的とする所を達成せしむとせば現行法を改正して普くに十五歳未満の者に適用することと為さざるへからず斯の如くするときは青年団員軍隊及学生のほとんど全部を禁酒せしむることを得て一面勵行上の便宜にも合すへし是れ本案を提出する所以なり（T15-51-衆-本-37-1088）

すでに出ていた25歳発達完了説により近い線への線引きの移行が提案されたのである⁽⁹⁾。

このときは、会期末の勢いか、衆議院でいきなり確定議がなされ可決されるも（「どさくさに紛れて通過した」（吉良元夫，S2-52-衆-本-14-269））、貴族院で審議が開始されず、廃案となっている。

そして、それからが長い。「日本国中より是非此法案を通過さして呉れと云ふ切なる希望が参ったのであります、又之に対して否決して呉れと云ふ要求もたくさんありました」（熊谷五右衛門，S4-56-衆-本-36-855）とあるように、請願が毎会期中繰り返されながら、審議未了が続く。途中、学生のみを対象とした学生生徒飲酒禁止法案や、青年禁酒法案と形を変えながら、戦争をはさんで

議論が続くのである（表2）。

最後に、この25歳という発達論や諸制度とより整合すると考えられる説が出され、しかし、反論が出て改正には至らない様を確認することで、現在につながる年少者をめぐる曖昧な線引きと制度運用を描きたい。

（2）「25歳」という線をめぐる攻防

1) 推進論の枠組み

理由書に書かれているように、適用年齢の引き上げが提案されたのは、医学的心理学的に25歳ごろ発達が完了するという説が有力であることに加え、飲酒の習慣形成に重要な年代だからであり、さらに多くの制度と整合的だからであった。また、「二十歳から二十五歳と云ふ所が最も生殖力の猛盛なるものである」（田中養達，S2-52-衆-委-4-10）と、生殖や優生学的観点から飲酒を戒めるべきという発想もあった。

しかし、何より「青年団員軍隊及学生」がすべて取り込めるとというのが非常に大きかった。青年学校令が昭和10（1935）年、青年学校の義務化が昭和14（1939）年であるが、その前夜、多くの勤労青年を就学者に準ずる者と見る発想が、青年団の普及を通じて広まっていた。さらに、大正14（1925）年の普通選挙法施行に伴い、「衆議員選挙法でも二十五歳となって居るのは之が為である」（最上政三，S5-58-衆-委-3-9）と、25歳という線にリアリティを託す法が他にもできていた。

さらに、時代が進むと、「日本に於ては二十五歳と云ふことが、人間の能力を判定する上に於て一つの標準になって居る、例へば選挙権を与へるに於ても、二十五歳と云ふものが一つの標準になって居る」（松山常次郎，S10-37-衆-委-3-16）と、たまたま制度と整合しているということを超えて、制度が前提としてきた線引きこそが、実体的に意味のある線であるかのように転倒して語る議員も出てくる。

フィクションとしての「未成年」

表2 未成年者飲酒禁止法改正法案等審議経過

戦前（衆議院）

議会	年	法案名	提案者	衆議院	衆議院委員会名
51	T15	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	山口政二 他十二	I, 可 (※貴族院審議不開始)	
52	S2	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	竹原撲一 他一六	I, 委 (可), I の続 (否)	未成年者飲酒禁止法中改正法律案委員会
56	S4	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	星島二郎 他六	I, 委 (否), I の続 (否)	未成年者飲酒禁止法中改正法律案外一件委員会
58	S5	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	長尾半平 他一八	I, 委 (可), 未了	未成年者飲酒禁止法中改正法律案委員会
59	S6	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	長尾半平 他二四	I, 委 (未了)	公娼制度廃止ニ関スル法律案委員会
62	S8	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	丸山浪弥 他一	I, 委 (未了)	衆議院議員選挙法中改正法律案外二十八件委員会
64	S8	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	丸山浪弥 他一二	I, 委 (否), 未了	少年教護法案委員会
65	S8	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	栗原彦三 郎他一二	I, 委 (修正可), I の続 (否)	健康保険法中改正法律案外一件委員会
67	S10	未成年者飲酒禁止法中改正法律案 学生生徒飲酒禁止法案	杉山元治 郎他二 丸山浪弥 他二	I, 委 (否), 未了	衛生組合法案外四件委員会
69	S11	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	坂東幸太 郎他八	I, 委 (未了)	不穩文書等取締法案委員会
70	S12	未成年者飲酒禁止法中改正法律案	坂東幸太 郎他一	I, 委 (未了)	建築士法案委員会
73	S13	青年禁酒法案	坂東幸太 郎他一八	I, 委 (未了)	民族優生保護法案委員会
74	S14	青年禁酒法案	高橋寿太 郎他一三	I, 委 (未了)	青年禁酒法案委員会
75	S15	青年禁酒法案	高橋寿太 郎他一三	I, 委 (否), 未了	青年禁酒法案委員会
79	S17	青年禁酒法案	八木逸郎 他四	I, 委 (未了)	民法中改正法律案外一件
81	S18	青年禁酒法案	赤尾敏 他八	I, 委 (未了)	青年禁酒法案委員会
90	S20	青年禁酒法案	林平馬 他一	I, 委 (未了)	青年禁酒法案委員会
92	S21	青年禁酒法案	和崎ハル 他二	不開始	—

※ I, II, III は説会（通常、第1説会ののち委員会で審議され、第1説会の続き、第2説会、第3説会と進行する）。()内は結果、「略」は説会省略、()がない場合は継続審議。審議途中で会期が終了している場合は「未了」。

(つづく)

フィクションとしての「未成年」

(表2のつづき)

戦後 (すべて参議院発議)

議会	年	法案名	提案者	経過
1	S22	青少年飲酒禁止法案	小杉イ子	厚生委員会 (参議院)
6	S24	青少年飲酒取締法案	姫井伊介他十	厚生委員会 (参議院) →本会議通過 →厚生委員会 (衆議院)
7	S25	青少年飲酒防止法案	姫井伊介他二一	厚生委員会 (参議院)

※戦後については、参議院での議員立法によるため、まず参議院委員会で議論されている。

出典：筆者作成

そして、制度が可視化する線とも整合的であることは何より、「幸い全国三百万の青年は一律に二十五歳であると云ふことの為に、取締上非常に都合が好い」(田中養達, S4-56-衆-本-857) という点も魅力であった。つまり、未成年者飲酒禁止法が可決される際に、曖昧なまま封じ込められた問題が一挙に解決するのが、25歳という線であったのだ。

2) 「20歳」という線への固執

しかし、20歳という線でも20年以上もまとまらなかったが、さらなる引き上げはよりいっそうまとまらない。未成年者飲酒禁止法自体への反発もうずまいていたが、反対論の一定のものは、20歳という現行のラインの正統性を主張するという形でなされている。

第一に、20歳以上は法で無理強いはできないという反論は非常に根強い。とりわけ、徴兵制度などとも結びつきながら定着した、「丁年」という感覚、民法上の成人概念は、線として一定のリアリティを持っていた。

国家は此成年に達せる者を、所謂帝国臣民の一人前の人間として取扱って居るやうに私は思ふのであります、しかるに御提案者は二十五歳にならざれば、一人前の人間として取扱て居られないと云ふやうな感じがいたします (蔭山貞吉, S8-64-衆-本-9-138)

満二十歳を経過致しました青年は、民法上に於きましても完全なる行為能力を有する者と見て差支はないのであります、随て独立の社会人として親権の監督外に居ることを原則と致して居りまするが故に、飲酒の弊害の如きは本人の自制を俟つべきものであると私は確信致して居ります（武知勇記，S8-64-衆-本-9-140）

民法によって保護者とは独立に生活上の諸権利が与えられた20歳以上の者に制約を課すことへの抵抗感は、かなり強かった。

また、20歳は徴兵年齢でもあり、だからこそ学生と同一に扱うという推進論に対して、「二十歳を以て先づ日本人では心身共に完備して居る、完備して居りますが為に、国家の干城としての大任を担って居るのである」（中野種一郎，S9-65-衆-委-11-8）と、徴兵＝成人と見る発想で反論する意見もあった。さらに、選挙権の20歳への引き下げの議論が始まることによって、20歳のほうが諸制度との整合性が高いという意見も出てくる。

第二に、このような20歳への信頼から転じて、飲酒を禁じるのはかわいそうであるとか、さらには、成人への侮辱だという意見が、請願書の文面も含めて、多く出される。

まだ二十歳以下の者ならば、其家庭に於ても先づ父母長者が之を訓練し行はれますけれども、もう丁年を過ぎて二十歳以上になった人に（中略）貴様等飲んではいけぬと云ふやうなことは、人情の上に於ても非常にむづかしい事である（吉良元夫，S2-52-衆-委-4-439）

成年者は国家の義務、即ち徴兵の義務を負ひまして、而も国家の最大任務を担って居るのであります（中略）その敬意を表さなければならぬ所の成年に対しまして、軽侮致して居る嫌はないかどうか（平野鍋吉，S6-59-衆

-本-27-743)

なお、このような20歳説へのこだわりは、興味深いことに、法で強制することの是非という問題を再燃させてしまう。

全く教化に依って自発的に国民に自覚を促すべき所の範囲に属すべきものを、之を取て捉へて普遍的な法に依って、国家の法の力を抑制すると云ふことは、全く教化の方面と法律の方面を混同したる矛盾撞着の法案と謂はねばならぬ (庄司良明, S5-58-衆-委-3-11)

然るに其弊害のみを見て社会人として認められて居る青年に悪いからと云って、法律の力を以て禁止すべく、今直に此法案を提出せられると云ふ真意を理解するに苦しむのであります (武知勇記, S5-58-衆-委-3-12)

「小学校はもちろん、補習学校或は青年訓練所等に於て、相当政府が之に金を投じて、酒を飲むことは宜しくないと云ふことを十分に教え込」(岩本武助, S5-58-衆-委-1-7) むべき問題だという意見まで蒸し返されている。

3) 虚構性の暴露

このように、25歳が発達論的にも、諸制度との整合性を考えても望ましいという推進派と、民法上の線引きである20歳の方が発達論や諸制度と整合するという反対側の議論は、ともに同程度リアリティがあり、同程度うさんくさいだけに、並行線をたどる。その中で、25歳説を主張する側は、論戦に勝つために、発達に関する科学と諸制度を統合するような唯一の線は引けない、線は制度ごとに考えていくしかないという発想に舞い戻ってってしまう瞬間がある。

私共は二十歳を以て心身発達の標準とは考へて居ない、若し二十歳を完全であるものとすれば、自由結婚の年齢も二十歳で宜い云ふことになる、併しそれは男子は三十歳、女子は二十五歳と決まって居る、それは其目的に依つて年齢の決め方が違ふのです（坂東幸太郎、S9-65-衆-委-11-8）

発達に関する科学と諸制度との整合性を根拠に、実体的なものかのように語られることもある線だが、いずれかの時点で、それは各制度が定めた約束事にすぎないことが暴露されてしまうのである。

昭和8（1933）年、第64議会で審議を委託された少年教護法案委員会で、印象的なやりとりがある（S8-64-衆-委-7-8~11）。作田高太郎が、「二十五歳から一日過ぎればそれでよろしいと云ふことになるのであるならば、それはそれで宜いのでありますけれども」、「二十五歳と云ふものは、此身体精神上の発達の一つの過渡期ではないかと思つて居るのであります」（同-7-8）とあまりにも身も蓋もない方向へと水を向けるのである。25歳の誕生日になったからといって突然体に変化するわけでもないし、25歳が頂点でない能力もいくらでもあろう。それに対して、法案提出者の丸山浪弥は、文部省の「全国に於ける師範学校生徒の精神及体育其他の調査」報告で、25歳が心身の発達の頂点だったという根拠をあげるが、今度は、中野種一郎が、身長、体重、胸囲などの身体の発達は、20歳で完成期に入っており、思春期ということで考えれば、男子17歳、女子15歳くらいで生殖機能は完成すると述べ、25歳発達完了説を覆してしまう。そして、助け舟に入った星島二郎が、議論は並行線になってしまうから、「社会通念と云ひますか、常識的判断に依つて之を決めた方が一番妥当ではないか」（同-7-10）と言ってしまうのである。

結局、さんざん議論された、25歳説の科学的根拠や他制度との関係は、すべてどうでもよくなってしまふ。作田は論戦を次のように締めくくる。

唯常識上二十五歳にすると云ふことならば私は受取る、社会通念上二十五歳が宜からうと云ふので、それを身心^マ発達とか何とか云ふ問題を持ってくるから、随分問題がやかましくなり、説明のできぬ所を説明しやうとするから、そこに矛盾がある（同-7-11）

何ともはやといった幕切れである。線の正統性を様々に根拠づけようとしている中、それが「常識」「通念」にすぎないと言い切ってしまったのだ。

20歳だろうと25歳だろうと、年少者とそれ以外を分ける線は恣意的なもの、虚構であり擬制であるということが暴露されてしまった瞬間である。

（3）繰り返される論点

1) 「青年」か学生／労働者かという問題の再燃

結局、25歳という線の引き上げにまつわる議論は、年齢で区切って線を引くということの虚構性をところどころ暴露しつつ、未成年者飲酒禁止法制定時の議論を蒸し返しながらい進んでいくことになる。

学生と労働者を区別せずひとくくりにして年齢で切るという発想自体も、再度問い直されている。「然るに労働者の此十七万何千の憐むべき者をどうなさる積りであるか聞きたい」（田淵豊吉、S2-52-衆-委-3-12）と、労働者の禁酒は難しいという論点が一方で出される。「職業婦人」、すなわち芸者や酌婦の問題は特に気にされ、100万人以上いる「接客事業者（芸者、娼妓、酌婦、女給、仲居）」の80%が25歳以下であることをあげて、実行不可能と述べる意見まであった（山崎伝之助、S6-59-衆-本-27-742）。

他方で、「思想問題」との関係で、学生こそ積極的にターゲットとすべしという案も現れる（丸山浪弥、S8-64-衆-委-13-5）。第65議会（昭和9年）の委員会では、官立学校は国家が補助を出して「支配階級」をつくるものであり、「将来日本を負担するところのより良き人物を造り上げて、世界の競争場裡に、最

後の栄冠を日本がえなければならぬと云ふ点から、私は学生も禁酒すると云ふことが、最も必要であると考へます」(栗原彦三郎, S9-65-衆-委-11-190)などという意見が出され、法案を「未成年者及十五歳未満の学生生徒」に訂正する修正案が委員会で可決されている。次に法案が出された第67議会(昭和10年)では、「学生生徒飲酒禁止法案」も提出されている。

この問題は、結局全く解決しない。内務省説明員が、「二十一歳以上二十五歳と云ふ年齢になりますと、大多数の者が学窓を離れて社会に飛出して参ります、詰り統制のある社会生活と云ふよりも、寧ろ思ひへの生活に入つて参りますので、此の点は取締が更に困難を加へて来ると云ふことを予想致して居ります」(小川喜一, S18-81-衆-委-7-57)と法案成立に否定的な意見を述べたりすることもあり、年齢で区切ってひとくくりにした方がいいという発想自体が、青年学校も含めた学校的機関に所属しない労働者の存在を考慮した途端掘り崩される。しかし、第75議会(昭和15年)で再度、「二十歳以上二十五歳未満ノ者」という原案に「ニシテ学生生徒及青年団員」という限定を加えるという修正動議が提出されるが(村松久義, S15-75-衆-委-4-24)、法案もろとも否決されている。

2) 軍隊と酒

酒税の問題や慣習の問題も、まともにとりあげられはしないが、くすぶり続けていることがわかる。

酒税の問題については、議員が租税の最高額を占める酒造税への影響を尋ねる場面や(石井三郎, S2-52-衆-委-3-1)、政府委員が、人生観、社会観、道德観等あらゆる方面から研究して禁じた方がいいとなれば、たとえ財源を失っても禁じなくてはならないと思うと答弁するなど(S8-64-衆-本-9-140)、道德より財源と言ひ放ちにくいのか、表面上は大きな問題にはならないが、実際に「研究」がなされる気配はなく、一向に議論は進まない。そして、毎年のように全

国の酒造組合から大量の改正反対の請願が寄せられている。

酒を飲んで一人前という類の論も時折見受けられる。たとえば、天照大御神の天の岩戸の故事を持ち出し、儀式で八百万の神々に神酒を奉る必要を説いて、さすがに「笑声」を巻き起こした山崎伝之助は、「一国の隆替興亡は公民の元気の表徴である、酒は国民の元気を増すものである、元気旺なる所の青年に、酒を禁ずると云ふことが、青年に対して去勢をするものではありませんまいか（拍手）」（山崎伝之助、S6-59-衆-本-27-743）と演説している。

何より25歳という丁年以上の線を議論する際に出てくるのが、軍隊と酒という問題である。「やはり酒を時々飲ましてやらないと、兵隊さんは籠の鳥のやうに思ひ、非常に圧迫感を感じるのである」（蔭山貞吉、S4-56-衆-本-13-238）、「酒を送つて皇軍を慰問する方法を禁止されてしまふ」のは重大な問題で、「唯単に酒に害があるとかないとか云ふ問題にありませずして、所謂皇軍の士気に関する重大問題ではなからうかと私は考へるのであります（浅井茂猪、S14-74-衆-委4-7）というような労働者の慰安と同形の議論がまずあり、「若し一朝国家の事有つて生還を期せざる所の軍隊が出征するに臨んで、尚つ此祝杯を挙げて歓迎することができぬ」（吉良元夫、S2-52-衆-本-14-269）といった軍隊の慣習に触れる議論も出てくる。「酒が何で悪いか、二十五歳まで飲んだら悪い、二十歳まで飲んだら悪いと言ふが、悪いことはない（中略）二十五歳までは比較的飲まない、飲まないから却て徴兵検査の成績などがあふやうに落ちて来た（笑声）」（山川頼三郎、S14-74-衆-委4-4）というものなど、「本音」というにはあまりに露悪的である。

次の意見なども、笑い話のようにも見えるが、いたって真剣である。

平時に於ても、其一日の労を慰し、翌日に於ける所の軍隊教練の英気を養ふ上に於ても、少なくとも一定量の酒は必要で軍隊に於きましては、一定の量を制限して之を酒保に於て販売し、又軍隊自らも一定の量を以て慰安

として時々兵士に与へて居るのである、殊に戦時に於きまして若し此酒が無かつたならば、果たして所謂大和魂の發揮が出来やうか（中略）若し酒が無かつたならば、あの日露の大戦に打勝つことはできなかつたらうとまで私は確信して居るのである（庄司良朗、S5-58-衆-委-3-11）

法改正推進派からは、「酒を用ひずんば我国の為に奮闘出来ないと言ふやうな御議論は、之を公にすることは、私は成るべく遠慮して戴きたい位に感ずるのであります」（丸山浪弥、S8-64-衆-本-9-139）、「精密なる科学兵器を操作する者が、酒気を帯びて宜いか悪いが、すでに議論の余地はないのであります」（高橋寿太郎、S15-75-衆-本-31-743）などの反論がなされるが、こちらも滑稽にも見える議論に突入していく。たとえば、高橋寿太郎は、士気が上がるように見えるのは一時の興奮で、醒めてくると疲労して長時間の戦闘に従事することは困難であると述べた上で、海軍30年の経験から、日露戦争の際に乗船していた東郷艦隊の三番艦富士で、艦長が今生の別れと水杯をあげさせたところ、大砲を照準発射する役割の射手が酩酊して職務を果たせなかったという事例を披歴している（S14-74-衆-委-2-30）。

太平洋戦争の戦局が深刻化する情勢下、「私は戦力増強の見地から考へて、今の青年に酒を今まで通りに飲ませるが宜いか（中略）酒を飲まずに戦力を増強して貰つた方が宜いか、其の点に付て厚生省の御考へを伺ひたいのであります」（四王天延孝、S18-81-衆-委-6-411）とのんきに尋ねているに至っては、笑い話の域を超えているが、今から見るとなんとも不思議な論戦を巻き起こしながら、議論は空転していく。

6 まとめ——空転する言葉・曖昧に運用される制度

以降、十五年戦争期には、「大東亜新秩序の建設」や「拳国一致」という目

的や、その手段としての戦闘力・生産力の増強といった理屈で、25歳以下の禁酒を定める法が提案され続ける。そして、ここまでで見たような議論を半ば儀礼的に繰り返しながら、審議未了廃案が繰り返される。戦後は、「戦後復興」のため、新しい「ゼネレーション」を酒害から守る必要があるというように、衣を変えて提案がなされるが、結局、昭和25（1950）年を最後に同趣旨の法案は提出されなくなる。

人を年齢で年少者とそれ以上に区切る思想は、少なくとも建前としては受け入れられ、それを法という形で基礎づける未成年者飲酒禁止法が成立した。しかし、年少者をひとくくりにするのではなく学生と労働者とを分ける発想も、年少者を別様に見る視線も根強かった。

さらに、諸制度との整合性や発達に関する科学的裏づけは要請されながらも、実際には、法制定時では最もそれらとリアリティがそぐわない民法上の「未成年」概念と重ね合わされる形で決着がつけられたためか、線引きの恣意性はしばしば暴露された。大正期から昭和期にかけて、中等教育相当の機関が発達したため、ミドルティーンくらいまでは「教育期」とくくることができたが、それでも、学校（教育期）／労働世界（一人前）という制度上の移行と20歳という線は必ずしも一致しない。また、発達論も17,8歳や25歳を区切りと設定していた。

結局、義務教育期、思春期、ハイティーン、20歳、25歳などの複数の線が、発想としても制度としても共存した中、飲酒禁止の20歳という線引きは、ある種の虚構であり擬制にすぎないものとして、日常生活の中に明に暗に織り込まれていったのである。

年少者（「子ども」「青年」）の発達途上の身体を保護し教育的配慮を施し、その先に国家・社会の形成を見るといった教育的論理——それは、「社会化」という学説を持つ社会学も共振しているものである（元森 2009b）——は、実際には、このようにフィクションだとわかりながら、日常の中で語られたり無

視されたりしている。そして、これこそが「子ども」「青年」をめぐる社会の一局面である。本稿は、それを描くことで、「子ども」や「青年」という社会的カテゴリーの実態を——「社会化」などの学問的議論も含めて、その先に、「社会」を一枚岩のものと想定するような通俗化した感覚も——問い直す試みであった。

注

- (1) 2008年の全国調査では、飲酒経験者率、月飲酒率（この30日間で1日でも飲酒したものの割合）、週飲酒率（毎週飲酒）が、それぞれ、中学男子38.4%、9.9%、2.1%、女子41.9%、10.8%、1.9%。高校男子59.6%、22.5%、6.5%、女子63.2%、20.5%、4.1%となっている。それぞれの割合は、1996年の調査以来低下傾向にあるとはいえ、「法が徹底されている」とはおおよそ言い難い状況である（尾崎他 2009）。
- (2) 帝国議会および国会の議事録については、「元号年-会期数-衆議院・貴族院・参議院の別-本会議・委員会の別-号（会）-ページ数」の形で略記する。委員会名は表1・2に表記されているものについては省略する。なお、引用文中、旧字体は新字体に改め、カタカナは平仮名に改めた。
- (3) 例えば木村直恵（1998）は、明治20年代に「壮士」から「青年」へという趨勢があったことを指摘している。
- (4) 同様のことを、内田隆三（1982）は、近代ブルジョワの功利主義的なエピステーマー（「生の経済」）の内部で、酒は、労働の延期や生産の留保を生むものとして奢侈を戒める言説を生みながら、神による象徴的禁止の時代とは異なって、ある程度の消費を認められていると述べている。その上で、象徴的システムの名残（「呪われた部分」）として、租税が酒を高価で奢侈なものに仕立て上げる機能を果たしているとしている。
- (5) なお、本論の論旨からは外れるが、「酒は百薬の長」という類の議論や、酒の種類を限定するべきといった議論も繰り返さされている。
- (6) 例えば、自らは下戸なのに反対論を唱え続ける石黒忠直について、加藤純二（1995：190）は、キリンビールの前身天沼ビールを買い取った洪沢栄一との遠戚関係を示唆している。
- (7) ただし、そのような規範もなく、年齢にかかわらず飲酒が認められていたことがうかがわれる例も枚挙にいとまがない。たとえば、福沢諭吉が、『福翁自伝』において、幼少期からの飲酒体験を告白していることは非常に有名である。「抑私の酒癖は、ねんれい しだい せいぢやう のみおぼ のみな うま ものごころ 年齢の次第に成長するに従て飲覚え、飲慣れたと云ふでなくして 生れたま、物心の

フィクションとしての「未成年」

出来た時から自然に数寄でした 今に記憶して居る事を申せば 幼少の頃月代を剃るとき頭の盆の窪を剃ると痛いから嫌がる スルト剃て呉れる母が『酒を給べさせるから此処を剃らせろ』と云ふ其酒が飲みたさ計りに痛いのを我慢して 泣かずに剃らしていたことは幽に覚えて居ます」（福沢 1899=2011：63-64）。

- (8) 法と道徳を区別すべしという議論の背景には、1つには当時の法のとらえ方がの問題があろう。当時まさに、犯罪と刑罰を一対一で対応させる旧刑法から、個人の内面を判定して刑罰を定める明治40（1907）年の新刑法への転換が議論されていた時期である。たとえば、改正に反対の立場をとった花井卓蔵（弁護士）などからすれば、なんでも法で定め、法の裁量を増やすことは戒めるべきことであった。人権論者でもあった花井は、未成年の保護の必要性は強く認め、それ以上の年齢層にとっても酒の害があることを説きながら、取り締まりを強化すれば目的を達することはできる（M41-24-衆本-9-139）と、家庭の問題、道徳の問題を法に持ち込むことを断固として拒んでいた。
- (9) 背後には、年少者の習慣づけを足掛かりに、より広範な禁酒を実現したい禁酒運動家たちの思いがあることは疑いない（守屋編 1924）。

文献

- アルコール健康医学協会 2005『ハンドブックアルコールと健康』アルコール健康医学協会。
福沢諭吉 1899『福翁自伝』=2011『福沢諭吉集：新日本古典文学大系明治編10』（松沢弘陽校注）岩波書店。
- 林雅代 1995「近代日本の「青少年」観に関する一考察：「学校生徒」の喫煙問題の生成・展開過程を中心に」『教育社会学研究』56：65-80。
- 石附実 1981「公教育と未成年者禁酒・禁煙法：衆議院議員根本正の議会活動から」本山幸彦編『帝国議会と教育政策』思文閣出版，pp. 21-456。
- 加藤純二 1995『未成年者飲酒禁止法を作った人根本正伝』銀河書房。
- 木村直恵 1998『「青年」の誕生：明治日本における政治的実践の転換』新曜社。
- 守屋東編 1924『国民禁酒の研究』婦人新報社。
- 元森絵里子 2009 a 『「子ども」語りの社会学：近現代日本における教育言説の歴史』勁草書房。
- 2009 b 「社会化論という想像力をめぐって：「子ども」の奇妙さと「社会」の強固さ」『年報社会学論集』22：174-185。
- 2011「労働力から「児童」へ：工場法成立過程からとらえ直す教育的子ども観とトランジションの成立」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』136：27-67。

- 内閣府 2008『平成20年度青少年有害環境対策推進事業報告書（青少年の酒類・たばこを
取得・使用させない取組に関する意識調査）』。
- 根本正 1924「未成年者飲酒禁止法案提出の理由」守屋東編, pp. 53-63.
- 岡本勝 1994『アメリカ禁酒運動の軌跡:植民地時代から全国禁酒法まで』ミネルヴァ書房。
——— 1996『禁酒法:「酒のない社会」の実験』講談社。
- 尾崎米厚他 2009「青少年の喫煙と飲酒について」『中央調査報』623:1-7.
- サンデー社 1913『人物研究』サンデー社。
- 内田隆三 1982「酒の変貌:象徴と消費のエコノミー」『現代思想』10(13):54-66.
- 柳田国男 1931「酒」『明治大正史IV世相篇』=1998『柳田国男全集第五卷』筑摩書房, pp.
475-488.
——— 1939「酒の飲みやうの変遷」『木綿の事』=1998『柳田国男全集第九卷』筑摩書房,
pp. 518-526.
- 袖木学 1991「酒屋会議前後:酒税の軽減と節酒論をめぐって」『酒文化研究』1:35-44.
——— 1996「政治と酒」社団法人アルコール健康医学協会編『シリーズ酒の文化1:日
本の酒の文化』アルコール健康医学協会, pp. 181-193.

帝国議会議事録

- 国立国会図書館「帝国議会議録検索システム」(<http://teikokugikai.indl.go.jp/>).
- 国立国会図書館「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>).
- 『帝国議会議院議事速記録1～86』1979～1985 東京大学出版会。
- 『帝国議会議院議事速記録1～74』1979～1985 東京大学出版会。
- 『帝国議会議院委員会議録明治篇1～72』1981～1989 東京大学出版会。
- 『帝国議会議院委員会議録大正篇1～50』1981～1988 臨川書店。
- 『帝国議会議院委員会議録昭和篇1～172』1990～1994 東京大学出版会。
- 『帝国議会議院委員会速記録明治篇1～28』1985～1988 東京大学出版会。
- 『帝国議会議院委員会速記録大正篇1～28』1981～1988 臨川書店。
- 『帝国議会議院委員会速記録昭和篇1～127』1990～2000 東京大学出版会。

付記

本稿は、平成22～25年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)(課題番号:22730411)の研究成果の一部である。